平成２３年（フ）第１８４４号
埼玉県蕨市中央３丁目31番16号
破産者　中山　里美
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７２号
川崎市中原区今井南町493番地
破産者　今井　光男
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６７３号
川崎市中原区今井南町493番地
破産者　今井　良子
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６８２号
川崎市宮前区有馬１丁目７番５―302号　サンプラザ鷺沼
破産者　加藤　　栄
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
富山県高岡市荻布333番地３、旧住所富山県高岡市太田23番地２
破産者　深田　双羽
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３９号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1495番地の81
破産者　吉田　知彦
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第８８３号
名古屋市千種区今池３丁目13番18号　メゾン大富201号
破産者　関本　　章
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１８６号
名古屋市北区志賀本通２丁目14番地　グランベール志賀本通803号
破産者　ビッグコンテナーこと　緒方　浩之
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９９９号
名古屋市名東区藤森２丁目103番地の１
破産者　加藤麻美代
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６８７号
愛知県春日井市柏井町５丁目31番地　サンライム望月101号
破産者　鵜飼州一郎
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３４２号
大阪市西区靱本町３丁目６番18号　307、前住所大阪市西淀川区花川２丁目11番12号
破産者　益田九十男
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３７１号
和歌山市東小二里町１番49号　ガーデンハイツ小二里２、112号
破産者　水間　一仁
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１２７号
大阪市天王寺区空清町11番20号　グレイシアス上町台701号
破産者　山根　寿治
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７５１号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番２号ふぁみーゆ寝屋川セントラルパークＢ棟718号室、開始決定時の住所大阪府四條畷市田原台３丁目２番５号101
破産者　掃部　尚彦
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６２４号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目１番40号　メゾン宝塚１号棟213号室　大河慎弥方、開始決定時の住所兵庫県西宮市生瀬高台７番11号
破産者　大河　郁夫
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３７６号
大阪府岸和田市東ケ丘町808―639　松岡泰子方
破産者　児玉　昭治
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５９５号
大阪府東大阪市新庄１丁目12番１号、前住所大阪市鶴見区諸口４丁目10番21―501号
破産者　玉谷　　健
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８２３号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目４番10―102号、開始決定時の住所大阪府和泉市鶴山台２丁目７番６号
破産者　末田　雅人
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１１４号
大阪府吹田市山手町３丁目30番７号
破産者　兼屋　秀樹
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部